

3. 用地補償について

Q 耕作地や山林は施設予定地内にありますが、自宅は施設予定地外にあります。この自宅も一緒に買い取ってもらえませんか。

A 施設予定地以外の土地を購入、あるいは地上権を設定することはありません。

Q 庭木などの立木の補償内容を教えてください。

A 立木は、庭木類等の観賞樹、果樹等の収穫樹、人工林又は天然生林の用材林等に分類され、木樹等によって算定方法が異なりますので、各項目ごとに調査・算定を行います。

Q 土地に山林、畑等の異地目がある場合は、どのように現況地目を認定しているのですか。

A 被災前の現況地目や課税台帳に記載されている課税地目を総合的に判断して認定することとしています。なお、被災前の土地の状況を知る手段として航空写真等で判断しています。

Q 土地に借地権が設定されている場合の補償はどうなりますか。

A 土地所有者と借地権者で合意した分配率又は分配額に基づいて個別に補償いたします。